

適格認定（学業）とは

学校はあなたの学業成績等に基づき、給付奨学金の継続の可否等を判定します。学業不振等の場合には給付奨学金の支給を廃止（打ち切り）とするほか、支給済の給付奨学金の返還を求めることがあります。

給付奨学生としての自覚と責任を持って勉学に励んでください。

◆ 給付奨学金の適格認定（学業）の区分（適格基準と処置）

※ 貸与奨学金より厳しい基準で認定されます。

認定区分	適格基準	処置（どうなるか）
廃止	- 次の1～4のいずれかに該当するとき 1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと 2. 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること 3. 履修科目の授業への出席率が6割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること 4. 警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること（下の「停止」の区分に該当するものを除く。）	【4月以降の給付奨学金の取扱い】 ・<u>給付奨学生の資格を失います。</u> 【4月以降の振込み】 ・<u>振り込まれません。</u>
「廃止（返還）」の判定について（返還が必要になる場合） 学業成績が著しく不良（学修の実態が認められない状況）であり、災害、傷病その他のやむを得ない事由がない場合は、学年の始期に遡って給付奨学金の返還を求めます。 ※ 学修の実態が認められない状況 ・ 修得単位数の合計（累積）が標準単位数の1割以下である場合 ・ 出席率が1割以下など、学修意欲があるとは認められない場合		
停止	警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること（2回連続して警告となった場合のうち、2回目の警告の理由が「GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属する場合」のみ。ただし、3回連続で警告となった場合を除く。）	【4月以降の給付奨学金の取扱い】 ・<u>給付奨学生の支給が中断されます。</u> ・ 学業成績が回復しない場合は、「廃止」となることがあります。 【4月以降の振込み】 ・<u>振り込まれません。</u>
警告	- 次の1～3のいずれかに該当するとき（上の「廃止」の区分に該当するものを除く。） 1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の7割以下であること 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること	【4月以降の給付奨学金の取扱い】 ・ 給付奨学金の支給は継続します。 ・ 学業成績が回復しない場合は、「廃止」又は「停止」となることがあります。 【4月以降の振込み】 ・<u>振り込まれます。※</u>
継続	「廃止」、「停止」、「警告」以外の者	【4月以降の給付奨学金の取扱い】 ・ 給付奨学金の支給は継続します。 【4月以降の振込み】 ・<u>振り込まれます。※</u>

※ 給付奨学金は貸与奨学金より厳しい基準により認定されるため、貸与奨学金と併給している場合、貸与奨学金の振込みは継続されても給付奨学金の振込みは打ち切られることがあります。

※ 2026年4月分の振込日は、4月21日（火）です。

※ 「処置通知」は4月の振込日以降に学校を通じて交付します（「継続」は交付されません）。4月分の振込状況は、ご自分で通帳記帳等にて確認してください。